

CONTENTS

- 1-2 ・ 11月は「過労死等防止啓発月間」です
- 3-4 ・ フリーランスの取引に関する新しい法律ができました
- 5 ・ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
・ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
- 6 ・ 愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定
・ 令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱
- 7 ・ 災害発生状況
・ 愛知労働局が全国労働衛生週間に安全パトロールを実施しました

- 8 ・ 連載 第5回「退勤勧奨と「あっせん」制度の利用」
馬場社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士
馬場 三紀子 氏
- 9 ・ 全国大会第3回実行委員会・新春懇談会開催のご案内
・ 第11回がん就労を考える会 報告
- 10 ・ 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（半田・一宮会場）開催報告
・ リスクアセスメントセミナーを刈谷市総合文化センターアイリス（大ホール）で開催しました
- 11 ・ 技能講習等講習会予定表

しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは
絶対にあってはならないことです。
すべての人が健康で、
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに
その内容を分けて掲載しています。



<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

ハラスメントに関するご相談は...

●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談

24時間受付

SNS相談

月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00

(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

▶過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



▶過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



▶全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



参加 無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-087-555



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

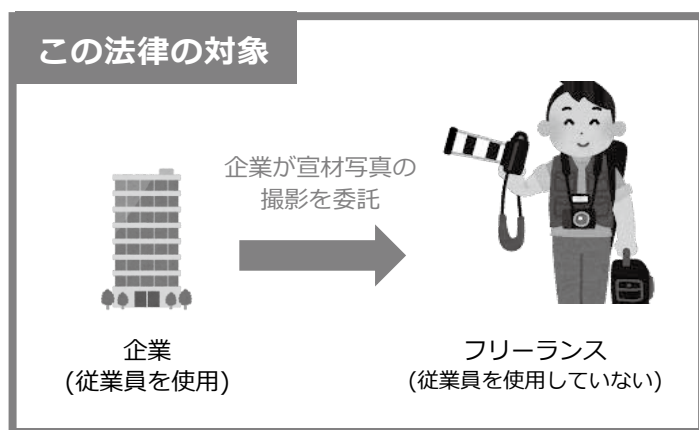
法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者からの委託ではない)



消費者

自作の写真集をネットで販売
(売買であって委託ではない)



消費者・企業
(不特定多数)

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

- フリーランスに業務委託する事業者
 - 従業員を使用していない
-
- フリーランスに業務委託する事業者
 - 従業員を使用している
-
- フリーランスに業務委託する事業者
 - 従業員を使用している
 - 継続的業務委託※をする

①

①、②、④、⑥

①、②、③、④、
⑤、⑥、⑦

- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

< 担当部署 > 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課（052-857-0312）

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧くださいか、愛知労働局雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

※詳しくは、同封のリーフレットをご確認ください。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

愛知労働局 総務部 労働保険適用・事務組合課



正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は

労働保険（労災保険・雇用保険）の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

●労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

●電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK！）。

※詳しくは、同封のリーフレットをご確認ください。

愛知県特定最低賃金が 12 月 16 日から改正予定

愛知労働局

令和5年10月16日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、12月16日から効力が発生する予定です。なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。「愛知県最低賃金」は、令和5年10月1日から時間額1,027円に改定されています。



(写真左側 中山会長、写真右側 阿部局長)

愛知県特定最低賃金一覧表

令和5年10月16日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	改定金額 (時間額)	引上率	効力発生 予定日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	1,018 円	41 円	1,059 円	4.03%	令和5年 12月16日
輸送用機械器具製造業最低賃金	997 円	31 円	1,028 円	3.11%	

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html) からご確認ください。

令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣旨

愛知労働局管内において、令和4年に労働災害により亡くなられた方は37人(前年比42%増)、新型コロナウイルスを除く死傷災害に被災された方(以下「死傷者」という。)は7,589人(前年比2%増)となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は20人(前年同期比23%減)、死傷者は4,954人(前年同期比4%増)となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン: 「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間: 令和5年12月1日～令和5年12月31日

4 主唱者: 愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協賛者: 中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一財)東海北陸鉱山会、(一社)日本砕石協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知県支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部(計28団体)

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさを把握
 - 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本の遵守

 **あいち安全経営本舗®**
リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和5年10月3日現在）

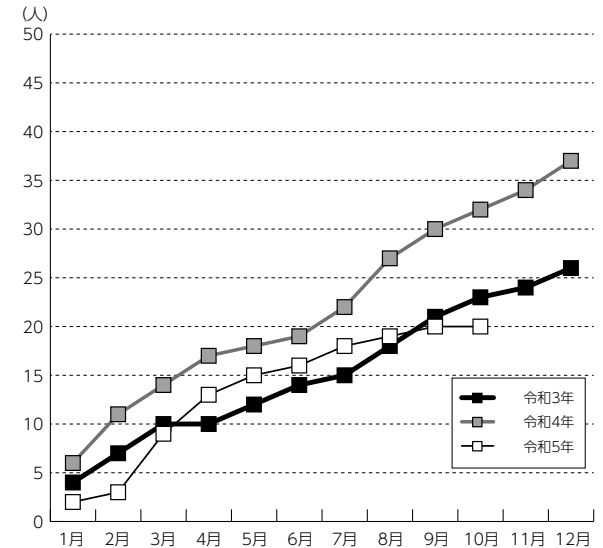
発生日時	事故の型／起因物	災害発生状況・原因			
R5.9.8. 10:30	高温・低温の物との接触 クレーン	屋外に設置された天井クレーンを運転室で操作していたところ、運転室後部から出火し、運転室内が火に包まれ、クレーン運転手が死亡したもの。			
事業場規模		9名以下	業種 鉄鋼業	50代 クレーン運転士	経験 14年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年10月3日現在の速報値）

令和5年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和5年 (速報値)	令和4年同時期 (速報値)	令和4年暫定値
製 造 業	製 造 業	6	5	(1)
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業			
	鉄 鋼・非 鉄 金 属	3	1	(1)
	金 属 製 品	1	2	2
	一 般・電 気・輸 送 用		1	3
建 設 業	そ の 他	2		1
	建 設 業	3	(1)	9
	土 木 工 事 業		2	4
	建 築 工 事 業	2	(1)	5
商 業	そ の 他	1	2	2
	陸 上 貨 物 運 送 事 業	4	(1)	3
	卸 売 業	2	(1)	1
	小 売 業	1	(1)	
清 掃・と 畜 業	そ の 他			
	清 掃・と 畜 業	4		
	上 記 以 外 の 事 業	1	(1)	8
	合 計	20	(4)	26
				(4)
				37
				(7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知労働局が全国労働衛生週間に安全パトロールを実施しました

愛知労働局（局長 阿部 充 氏）は、令和5年度(第74回)全国労働衛生週間（10月1日～7日）の10月3日に、愛知電機株式会社 本社工場（春日井市）において、伊勢 久忠労働基準部長がパトロールを実施しました。本パトロールは、全国労働衛生週間の一環とし、本週間の取組の意義などを踏まえ、愛知県内の各事業場を始めとして、幅広く、その取組を啓発周知し、気運の醸成を図ることを目的としました。

当日は、はじめに重量物取扱作業従事者の身体的負担を軽減するリフター付き台車や鉄心を移動させる産業用ロボットを同社小型生産グループ長の説明を受けながら確認を行いました。以前は、18kg～300kgの鉄心を人の手で押し運んでいたが、リフター付き台車や産業用ロボットにより腰への負担が軽減されたなどの説明を受けました。

つぎに無人搬送車（安全装置付）による労働者の疲労軽減や安全対策を確認しました。無人化により労働者の疲労軽減につながった。加えて、以前は工場内に有人のフォークリフトが走行しており、危険を感じることもあったが、安全性の向上にもつながった。との説明を受けました。

つぎに、同社の健康対策として、工場内従業員の健康管理を担当している産業医と対談し、健康教育の必要性や部署ごとの面談等の時間への配慮など、訪れる労働者がリラックスできるよう心掛けている工夫を確認しました。

また、健康保持増進対策として、同社内にはトレーニングジムが開設されており、日ごろ交流の少ない部署間や幅広い年代の利用者同士が情報交換をする場としても活用されているとのことをお話を伺いました。



グループ長より説明を受ける伊勢労働基準部長（左）



パトロールの最後に、伊勢労働基準部長は、「愛知電機株式会社は、安全衛生管理体制が適正に運営され、専属の産業医を選任し、総合的な健康対策を積極的に推進しており、他の範となる優良な事業場であることから、同事業場に対して、対策の好事例等を拝見しました。拝見した中で、労働者の身体的負担の軽減や産業医、保健師による健康面での積極的な活動が行われ、健康で安全に働ける環境を作るために努力をされていることが確認できました。

他の事業場においても、基本的な対策と同時に、同社のような創意工夫を凝らした対策を講じ、すべての労働者が安全・安心に働ける職場づくりを目指していただきますよう、一層の対策強化をお願いしたい。」とのことがありました。

「部長、退職勧奨に応じたAさんから、労働基準監督署で解雇予告手当がもらえると聞いたから支払ってほしいという書面が届きました。」

「仕事のミスが多かったAさんだろ？自己都合と退職理由を書いた退職届を提出してやめたじゃないか。今さら何を言ってるんだ、まいったなあ・・・」

退職勧奨は、使用者が労働者に対して自発的な退職を促す事実行為又は労働契約の解約の申入れ若しくは申入れの誘因（参考：鳥取県公立学校教員事件 鳥取地裁昭61・12・4判決）のことをいいます。使用者は、原則として自由に退職勧奨を行うことができる一方で、労働者はこれに応じる義務はありません。

裁判例をみると、「労働者に対して不当な心理的圧力を加えたり、又は、その名誉感情を不当に害するような言辞を用いることによって、その自由な退職意思の形成を妨げ」たりするような退職勧奨行為は、「その限度を超えた違法なものとして不法行為を構成することとなる」（兵庫県商工会連合会事件 神戸地裁姫路支部平24・10・29判決）と判示されています。

したがって、労働者が退職を拒否すれば強要することはできず、長時間や多数回、多人数で労働者を囲む説得など、執拗に退職勧奨を続けることは不当に心理的圧力を加えることになりますから、そうした退職勧奨は不法行為に当たるとして、使用者が損害賠償責任を負う可能性が大きくなります。

また、退職勧奨行為が、退職に応じなければ解雇になるといった強迫に該当すれば、労働者の退職の意思表示が瑕疵により取り消し（民法96条）となる場合もあるでしょう。

退職勧奨を行う理由が、たとえば工作中に居眠りや仕事のミスを繰り返すといったケースであっても、いきなり退職勧奨を行うのではなく、職場での居眠りの回数や時間、仕事のミスの内容や頻度などを所属長等に記録させ、客観的な情報として収集したうえで、その情報に基づいて管理

監督者等が当該社員に理由や事情などを聴き、改善に向けての面談を行うことになります。

なお、面談においては、後日、管理監督者等の威圧的な発言や態度によりパワハラを受けたと当該社員から指摘されないよう留意する必要があります。

あわせて、精神疾患に罹患している労働者に対する退職勧奨については、退職勧奨を行うことで当該疾患が増悪するということがあれば、会社が増悪について損害賠償を請求される可能性もありますから、産業医等の意見を聞いて行うなど特に配慮が必要になります。

（参考：エム・シー・アンド・ピー事件 京都地裁平26・2・27判決）

加えて、労働者が退職を執拗に強要され精神障害を発症した場合、厚生労働省の通達である「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令5・9・1基発0901第2号）により、業務による心理的負荷評価表の「退職を強要された」という具体的出来事に該当し、心理的負荷の強度が「強」と評価され、業務外の心理的負荷や労働者側に要因等がなければ、「業務災害」と認定される可能性もありますから注意が必要です。

ところで、Aさんからの解雇予告手当の請求に対してですが、当時の状況や会社の対応を検証し、法的に指摘を受けるような事実はないと判断できれば直ちに要求に応じる必要はありません。

しかし、再三にわたり文書が届いた場合には、都道府県労働局における「あっせん」の制度を利用することにより、早期に解決を図ることも可能です。

「あっせん」は、労働者と事業主とのトラブル（個別労働紛争）について、労働問題の専門家である学識経験者であるあっせん委員が、双方の主張の要点を確かめながら話し合いにより解決が実現するように努める制度です。あっせんの開催は原則1回、2時間ほどで非公開、無料です。

会社側からの利用は少ないようですが、紛争に費やす時間や費用を考えた場合、当該制度の活用を検討する価値はあるでしょう。



馬場社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 馬場 三紀子

平成2年、馬場社会保険労務士事務所開業。経営学修士、CFP®（日本FP協会）、内部監査士。現在、社労士会労働紛争解決センター愛知 あっせん人、愛知県ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント、愛知県メンタルヘルス対策アドバイザー・相談員。元愛知労働局紛争調整委員（あっせん委員）。

<著作物>

「誰にもわかる社会生活六法」（共著 新日本法規出版（株））

「育児・介護を行う社員をめぐる職場の労務管理アドバイス」（編集代表 新日本法規出版（株））座長。ほか

全国大会第3回実行員会・新春懇談会開催のご案内

当協会では標記につきまして以下のとおり合同で開催します。ご来賓および会員事業場の皆様には、11月中旬にご案内状をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

なお、会場にお越しになれない方に向けて、当日はリモート配信（ライブ）を実施いたします。

- (1) 日時 2024年1月26日（金）15時00分～18時10分
- (2) 場所 名古屋商工会議所2階 大会議室（名古屋市中区栄2-10-19）
- (3) 次第
 - ①挨拶（15時00分～15時10分）
（予定） 公益社団法人愛知労働基準協会 会長 西村 司
中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 氏
 - ②来賓ご挨拶（15時10分～15時15分）
愛知労働局長 阿部 充 氏
 - ③全国大会開催報告（15時15分～15時50分）
中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部長 八木 健一 氏
公益社団法人愛知労働基準協会 専務理事 守山 忠男
 - ④新春講演会（16時00分～17時00分）
テーマ「サッカー日本代表に見る 成功する組織、失敗する組織」
元サッカー男子日本代表DF・NHKサッカー解説者 山野 孝義 氏
 - ⑤意見交換会（懇親会）（17時10分～18時10分）
・会場：名古屋商工会議所2階 名商グリル ・参加費：無料 ＊2人目以降は有料

PICKUP



山野 孝義 さん

山野さんは、1955年の大阪のお生まれで、Jリーグ始動以前、日本サッカー界を背負って立つ選手の一人として常に第一線で活躍されました。現役引退後も指導者として後進の育成にあたり常にサッカーとともに人生を歩んでこられました。

現在、NHKサッカー解説者として、テレビ・ラジオでは全国放送関係なく、関西弁での本音たっぷり気合十分の解説で人気を得るほか、ジーコサッカースクールにて学んだ指導法を活かして、選手だけでなく指導員の育成も行っておられます。

山野さんには、「**サッカー日本代表に見る 成功する組織、失敗する組織**」をテーマに講演をいただきます。

第11回がん就労を考える会 報告

NPO法人愛知キャンサーネットワークおよび（一社）仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ共催、愛知県、名古屋市、（公社）愛知県医師会および当協会「後援」により、10月1日（日）に「がん再発例の支援のあり方」をテーマに、医療従事者、企業関係者、がん患者およびその家族などを対象として、会場（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院研修ホール）およびオンライン（ZOOM）のハイブリッドで開催されました。

JAあいち厚生連海南病院 緩和ケア医で、ご自身もがん患者である大橋 洋平 氏による「がん再発してもしぶとく生きる～足し算で気い楽に～」と題した特別講演にはじまり、各分野の専門家による教育講演、パネルディスカッションが行われました。

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（半田・一宮会場）開催報告

本年度、当協会は県下14の地区労働基準協会と共催により会場を変えて無料セミナーを10回開催することとしており、10月5日（木）半田地区（ちたしん ほしぎきホール）、10月18日（水）一宮地区（アイプラザ一宮）において開催し、企業の労務担当者や経営者等が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度、2022年度に続いて、本年度は労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、豊富な上映スライドのテキスト冊子や職場に戻ってからも実務に役立つ教本を配付して分かりやすく解説しました。

セミナーの冒頭には、各会場において、半田労働基準監督署長 篠田 英子 氏、一宮労働基準監督署長 小田 秀樹 氏より、それぞれご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種（建設業、自動車運転の業務、医師）の対応や最低賃金の改定額等の説明をいただきました。



半田労働基準監督署 篠田署長



半田会場



一宮労働基準監督署 小田署長



一宮会場

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
専務理事・事務局長 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏

本セミナーは、引き続き、

11月1日（岡崎市）、11月24日（西尾市）、
12月4日（尾張旭市）、12月11日（豊川市）、
3月4日（名古屋市）で開催されます。

リスクアセスメントセミナーを刈谷市総合文化センター アイリス（大ホール）で開催しました

本年度第3回リスクアセスメントセミナーは、当協会及び刈谷労働基準協会が主催し、愛知労働局、労働基準監督署、建設業労働災害防止協会愛知県支部及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部の共催により、10月6日（金）、刈谷市総合文化センターアイリス（大ホール：刈谷市）において、現地開催されました。当日は、初めての参加者に加えて、複数回参加されている企業の担当者も見受けられ、リスクアセスメントの実施に向けた取組が感じられました。

当日は、冒頭、刈谷労働基準監督署長 橋本 圭一 氏による挨拶があり、続いて愛知労働局労働基準部 安全課長 濱田 勉 氏により、「リスクアセスメント～労働安全衛生マネジメントの推進と自律した化学物質管理のために～」と題し、講演が行われました。

なお、愛知労働局では、リスクアセスメントを通じ、P（生産性）、Q（品質）、C（原価）、D（納期）、S（社会）、M（士気）、E（環境）はひとつにできるとし、安全管理を経営課題ととらえ、PQCDSEと一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち®」を提唱しています。

今後の開催予定は、下記のとおりです。

また、本年度最終回2024年3月7日（木）は、「リスクアセスメントに行き詰まる理由～課題と背景を深掘りする～」と題した特別講演となりますので、ぜひ奮ってご参加ください。



刈谷署 橋本署長



愛知労働局 濱田安全課長

<今後の開催予定>

日にち	地区	会場	開催方法
11月22日（水）	豊橋地区	豊川市文化会館（中ホール）	会場限定
R6年3月7日（木）	名古屋地区	名古屋市公会堂 4階ホール	会場・WEB

技能講習等講習会予定表

※NSB東海への入構について、4月1日以降、新型コロナウイルスワクチン接種証明の提示は不要になりました。

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	11月	6	ポーラ名古屋ビル	7.8.9	NSB東海	8.9.10	トヨタL&F白金	12.19.26	水谷運輸
		9	NSB東海	10.13.14	NSB東海	15.16.17	NSB東海		
		10	トヨタ教育センター	11.12.13	トヨタ教育センター	18.19.20	トヨタ教育センター		
		16	ポーラ名古屋ビル	20.21.22	トヨタL&F白金	20.21.22	NSB東海	27.28.29	トヨタL&F白金
	12月	1	ポーラ名古屋ビル	3.10.17	L&F小牧	4.5.6	NSB東海	5.6.7	トヨタL&F白金
		4	NSB東海	7.8.11	NSB東海	12.13.14	NSB東海		
		14	NSB東海	15.18.19	NSB東海	20.21.22	NSB東海		
	1月	9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	14.21.28	トヨタL&F北名古屋		
		11	NSB東海	15.16.17	NSB東海	18.19.22	NSB東海		
		19	NSB東海	23.24.25	NSB東海	26.29.30	NSB東海		

講習会	会場	11月	12月	1月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	22		
	(実) トヨタ教育センター	25		
	(学) 西尾コンベンションホール	9		
	(実) アイシン金型工機部	11		
	(学) 豊和工業㈱		13	17
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(実) トヨタ教育センター		16	20
	ポーラ名古屋ビル	(学) 1.2	(学) 4.5	(学) 11.12
		(実) 3	(実) 6	(実) 13
		(学) 6.7	(学) 11.12	(学) 15.16
		(実) 8	(実) 13	(実) 20
		(学) 13.14	(学) 18.19	(学) 17.18
		(実) 15	(実) 20	(実) 19
		(学) 20.21	(学) 21.22	(学) 24.25
		(実) 22	(実) 23	(実) 26
		(学) 29.30		(学) 29.30
		(実) 12/2		(実) 31
	とよはし産業人材教育センター		(学) 12.13	
			(実) 14or15	
	アイプラザ半田			(学) 18.19
				(実) 24or26
	江南市民文化会館	(学) 30.12/1		
		(実) 12/4or5		
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	豊和工業㈱	(学) 27.28	(学) 20.21	
	ポーラ名古屋ビル	(実) 12/3	(実) 24	
	ポーラ名古屋ビル	1.2	4.5	9.10
		13.14	14.15	17.18
		29.30	21.22	24.25
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	アイプラザ半田	22.23		
	トヨタ教育センター	2.3		15.16
	とよはし産業人材教育センター	21.22		24.25
	ポーラ名古屋ビル	6.7	7.8	9.10
		13.14	14.15	22.23
プレス機械作業 主任者【学科2日】	とよはし産業人材教育センター	20.21		
	トヨタ教育センター	28.29		
	アイプラザ半田	27.28		
	ポーラ名古屋ビル		9.10	11.12
	アイプラザ豊橋	16.17		
乾燥設備作業主任者【学科2日】	アイプラザ豊橋	16.17		
	ポーラ名古屋ビル	9.10	2.3	22.23
	ポーラ名古屋ビル	27.28		29.30
	ポーラ名古屋ビル	1.2	5.6	9.10
		9.10	15.16	15.16
		18.19	25.26	24.25
石綿作業主任者 【学科2日】		29.30		
	ポーラ名古屋ビル	6		
		7.8.9.10		
	(学) 豊和工業㈱		16.17	
	(実) ポリテック中部		23	
ジョベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル			13.14
	(実) 大同特殊鋼			20
	(学) 昭和電機	13.14		
	(実) 昭和電機	15or16		
	自由研削といし取替・試運転 【学科・実技1日】	24	7	15
機械研削といし取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	ポーラ名古屋ビル			16
	トヨタ教育センター	(学) 6		
		(実) 7or8		

講習会	会場	11月	12月	1月
特別教育	(学) ポーラ名古屋ビル		11.12	22.23
	(実) 三菱電機		13or14or15	24or25or26
	(学) エイジェック	13.14		
	(実) エイジェック	15or16or17		
	(学) トヨタ教育センター		18.19	
	(実) トヨタ教育センター		20or21or22	
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		29
	ダイオキシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	25	
	石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	8	
	低圧電機	ポーラ名古屋ビル	(学) 16	(学) 13
能力向上等	【学科1日実技1日】	(実) 17	(実) 14	(学) 11 (学) 17
	アイプラザ豊橋		(学) 6	(実) 12 (実) 18
			(実) 7	
	フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	8	1
			15	18
			24	26
	安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	20.21	
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 19.20	
			(実) 21or22	
勉強会	マスコフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	2	
	国際会議場		4.5	
	石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	25.26
			14.15	30.31
	瀬戸陶磁器会館		9.10	
	国際会議場			
	化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		1
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		
	衛生管理者(一種) 【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	9.10.16.17	11.12.18.19

日付の 表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	11月	12月	1月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	1 岡崎市ビックセンター 24 西尾コンベンションホール	4 スカイワードあさひ 11 豊川市文化会館	
リスクアセスメントセミナー	22 豊川市文化会館		
自律的な化学物質管理の進め方について(基礎編)	16 名古屋国際会議場		
自律的な化学物質管理の進め方について(応用編)		22 名古屋国際会議場	
労災保険実務講座		12 名古屋市公会堂	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座	学科【2日】	12/9. 10 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	12/14. 15. 18 トヨタL&F白金オフィス
テールゲートリフター特別教育	学科・実技【1日】	12/4. 5. 6. 12. 13. 14 1/9. 18. 19. 25. 29 アイシン教育センター